

新規資金お預入れ限定 (個人の組合員)

さあ!
はじめよう

JA兵庫西 夏のキャンペーン

キャンペーン期間
令和6年7月1日(月) ▶ 令和6年8月30日(金)

【預入期間】
1年

0.20%
税引後 年0.159%

【預入期間】
3年

0.50%
税引後 年0.398%

※新規資金とは、キャンペーン期間中に当JAに現金(小切手)・振込等によりお預け入れされたご資金を指します。既に当JAにお預け入れの定期貯金の満期資金、解約、普通貯金出金等によるお預け替えは対象外になります。

取扱商品	預入期間	預入金額	ご利用いただける方	継続方法
スーパー・大口定期貯金(単利型)	1年・3年	10万円以上	個人の組合員	元金・元利金自動継続

詳しくはJA兵庫西の各支店窓口までお気軽にお尋ねください。



<https://www.ja-hyogonishi.or.jp>



毎度ありがとうございます。私にご用命ください。

支店

商品の内容

令和6年7月1日現在

商 品 名	スーパー定期貯金〈単利型〉 大口定期貯金
ご利用いただける方	個人の組合員
お 預 入 れ 金 額	10万円以上 ※大口定期貯金ご契約の方は1,000万円以上
取 扱 期 間	令和6年7月1日(月)～令和6年8月30日(金)
金 利	● 預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続後の金利は、原則として継続時の1年、3年の店頭表示利率を当該満期まで適用します。
貯 金 の 種 類	スーパー定期貯金・大口定期貯金が対象となります。
お 預 入 れ 期 間	お預入れ期間は1年、3年とさせていただきます。(元金または、元利金自動継続となります。)
中途解約時の取扱い	満期日前に解約される場合は、当JA所定の中途解約利率を適用いたします。
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 販売予定額に達した場合は、販売を終了させていただく場合があります。 ● 経済情勢等により、特別金利等の条件を変更させていただく場合があります。 ● 証書式は対象外となります。 ● 当商品は貯金保険の対象であり、同保険の範囲内(一人あたり元本1,000万円までとその利息の合計額)で保護されます。 ● お利息に20.315%(国税15.315%・地方税5%)の源泉分離課税がかかります。令和19年12月31日まで復興特別所得税が付加されています。 ● 詳しくは店頭の商品概要説明書をご覧ください。



<https://www.ja-hyogonishi.or.jp>

兵庫西農業協同組合

登録金融機関

近畿財務局長(登金)第256号

各店舗情報は
こちらからも
ご確認いただけます。



姫路東部

別所支店 (079)252-0685
 四郷支店 (079)253-1911
 御国野支店 (079)252-1121
 飾東支店 (079)253-1865
 花田支店 (079)253-1488
 大的支店 (079)254-0104
 姫路灘支店 (079)245-8001
 船山支店 (079)232-2233
 水上支店 (079)281-2000
 豊富支店 (079)264-0115
 英賀保支店 (079)236-0017
 中島支店 (079)234-2721
 高浜支店 (079)234-2571
 飾磨支店 (079)233-0821

姫路西部

安室支店 (079)298-1015
 高岡支店 (079)297-1955
 姫路中央支店 (079)281-2681
 荒川支店 (079)298-2035
 曾左支店 (079)266-2350
 姫路西支店 (079)266-0006
 林田支店 (079)261-3232
 広畑支店 (079)236-0785
 八幡支店 (079)237-0125
 勝原支店 (079)273-7821
 大津支店 (079)236-1546
 網干支店 (079)272-1381
 旭陽支店 (079)273-6331

神飾

粟賀支店 (0790)32-1212
 市川支店 (0790)26-0360
 寺前支店 (0790)34-1212
 福崎支店 (0790)22-1100
 福崎東支店 (0790)22-5003
 香呂支店 (079)232-0117
 中寺支店 (079)232-1015
 置塩支店 (079)335-0021
 前之庄支店 (079)336-0003
 菅野南支店 (079)335-0300

揖保

新宮支店 (0791)75-4032
 太子支店 (079)277-1001
 揖保川支店 (0791)72-2028
 御津支店 (079)322-0021
 龍野誉田支店 (0791)63-0452
 揖西支店 (0791)66-0081
 揖保支店 (0791)67-8014
 神岡支店 (0791)65-1311
 山崎支店 (0790)62-0083
 城下支店 (0790)62-0480
 安富支店 (0790)66-2200

赤佐

赤穂支店 (0791)43-1848
 塩屋支店 (0791)43-7730
 尾崎支店 (0791)43-7729
 坂越支店 (0791)48-8028
 有年支店 (0791)49-2020
 若狭野支店 (0791)28-0121
 矢野支店 (0791)29-0331
 上郡支店 (0791)52-2221
 高田支店 (0791)52-2233
 船坂支店 (0791)55-0002
 佐用支店 (0790)82-2728
 上月支店 (0790)86-0201
 南光支店 (0790)78-0010
 三日月支店 (0790)79-2005

詳しくはJA兵庫西の各支店窓口までお気軽にお尋ねください。

商品概要説明書
スーパー定期貯金<単利型>

(令和6年7月1日現在)

商品名	・金利アップ定期貯金(1年)
(愛称)	・金利アップ定期貯金(1年)
募集期間	・令和6年7月1日(月)～令和6年8月30日(金)
ご利用いただける方	・個人の組合員
期間	・1年 ・預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いができます。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・10万円以上1,000万円未満 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以降に一括して払い戻します。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・当JAのホームページもしくは支店ディスプレイにて掲載しております。
手数料	—
付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ・通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×50% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
貯金保険制度(公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または事業推進部（電話：079-289-8801）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA事業推進部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 （以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当JA事業推進部またはJAバンク相談所にお問い合わせください。） ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金利情勢等により、取扱内容を変更または終了させていただく場合があります。 ・ 証書式は対象外とさせていただきます。 ・ 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

商品概要説明書
スーパー定期貯金<単利型>

(令和6年7月1日現在)

商品名	・金利アップ定期貯金(3年)												
(愛称)	・金利アップ定期貯金(3年)												
募集期間	・令和6年7月1日(月)～令和6年8月30日(金)												
ご利用いただける方	・個人の組合員												
期間	・定額方式 3年 ・預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いができます。												
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・10万円以上1,000万円未満 ・1円単位												
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。												
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・預入期間2年以上のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%、小数点第4位以下切捨て)により計算します。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・当JAのホームページもしくは支店ディスプレイにて掲載しております。												
手数料	—												
付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ・通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。												
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">① 6か月未満</td> <td>解約日における普通貯金利率</td> </tr> <tr> <td>② 6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×20%</td> </tr> <tr> <td>③ 1年以上1年6か月未満</td> <td>約定利率×30%</td> </tr> <tr> <td>④ 1年6か月以上2年未満</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>⑤ 2年以上2年6か月未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>⑥ 2年6か月以上3年未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> </table> ただし、②および⑥の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 ・中途解約の場合、中途解約利息以上に既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額(支払済の利息合計額)と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。	① 6か月未満	解約日における普通貯金利率	② 6か月以上1年未満	約定利率×20%	③ 1年以上1年6か月未満	約定利率×30%	④ 1年6か月以上2年未満	約定利率×40%	⑤ 2年以上2年6か月未満	約定利率×50%	⑥ 2年6か月以上3年未満	約定利率×70%
① 6か月未満	解約日における普通貯金利率												
② 6か月以上1年未満	約定利率×20%												
③ 1年以上1年6か月未満	約定利率×30%												
④ 1年6か月以上2年未満	約定利率×40%												
⑤ 2年以上2年6か月未満	約定利率×50%												
⑥ 2年6か月以上3年未満	約定利率×70%												

<p>貯金保険制度 (公的制度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
<p>苦情処理措置および 紛争解決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または事業推進部(電話：079-289-8801)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話：03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA事業推進部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 兵庫県弁護士会(電話：078-341-8227) 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 (以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当JA事業推進部またはJAバンク相談所にお問い合わせください。) ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
<p>その他参考となる 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金利情勢等により、取扱内容を変更または終了させていただく場合があります。 ・証書式は対象外とさせていただきます。 ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

商品概要説明書

大口定期貯金

(令和6年7月1日現在)

商品名	・金利アップ定期貯金（大口定期貯金）
（愛称）	・金利アップ定期貯金（大口定期貯金）
募集期間	・令和6年7月1日（月）～令和6年8月30日（金）
ご利用いただける方	・個人の組合員
期間	・1年、3年 ・預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・一括預入 ・1,000万円以上 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税金 （5）金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 ・預入期間2年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%、小数点第4位以下切捨て）により計算します。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・当JAのホームページもしくは支店ディスプレイにて掲載しております。
手数料	—
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組み入れできます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・マル優の取扱いはできません。 ・通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 （1）預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC（Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、もっとも低い利率とします。 A 解約日における普通貯金の利率 B 約定利率－約定利率×30% C 約定利率－$\frac{（基準利率－約定利率） \times （約定日数－預入日数）}{預入日数}$ なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。

	<p>(2) 預入日の6か月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率（Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率とします。</p> <p>A 約定利率－約定利率×30% B 約定利率－$\frac{（基準利率－約定利率） \times （約定日数－預入日数）}{預入日数}$</p> <p>・中途解約の場合、中途解約利息以上に既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。</p>
<p>貯金保険制度 （公的制度）</p>	<p>・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
<p>苦情処理措置および 紛争解決措置の内容</p>	<p>・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または事業推進部（電話：079-289-8801）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA事業推進部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 （以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当JA事業推進部またはJAバンク相談所にお問い合わせください。） ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <p>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</p> <p>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>
<p>その他参考となる 事項</p>	<p>・金利情勢等により、取扱内容を変更または終了させていただく場合があります。</p> <p>・証書式は対象外とさせていただきます。</p> <p>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p>

詳しくは窓口にお問い合わせください。